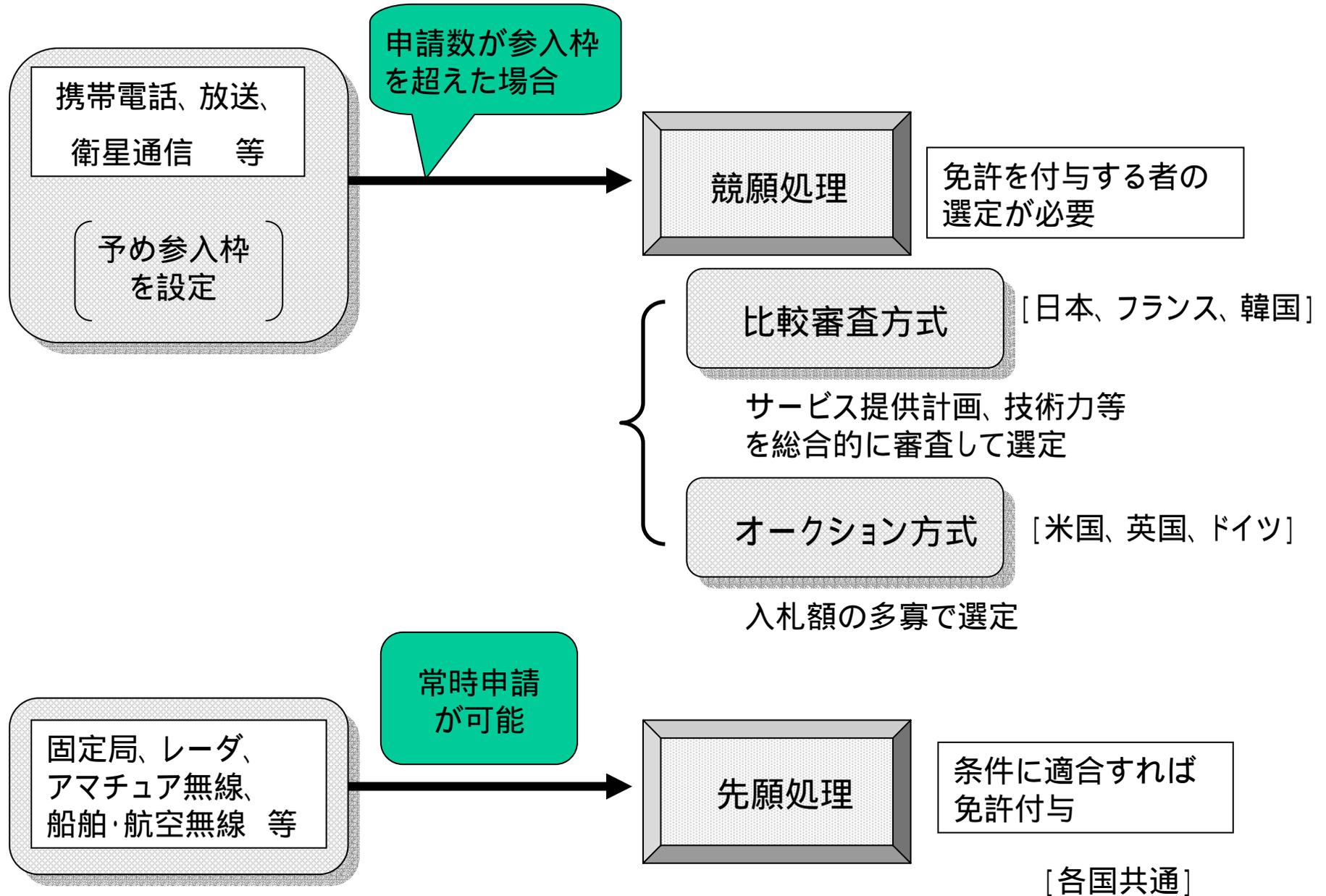


諸外国の電波利用料制度

1 各国の電波利用料の基本的性格

徴収目的 パターン	< 行政事務経費の財源 >	< 電波の有効利用促進 >
日本型	電波利用共益事務経費 (法定限定列挙)の財源 〔毎年徴収〕	
米国型	連邦通信委員会運営費の財源 〔毎年徴収〕	+ オークションの実施 〔免許時一括徴収〕
仏・韓国型	電波行政事務経費の財源 〔毎年徴収〕	+ 経済的価値を反映した使用料 〔毎年徴収又は免許時一括徴収〕
英・独型		+ オークションの実施 (第3世代携帯電話等) 〔免許時一括徴収〕 + 経済的価値を反映した使用料 (固定局・レーダー等) 〔毎年徴収〕

(参考) 免許の方式



2 - 1 米国の電波利用料制度の沿革と概要

- (1) 1993年 連邦通信委員会(FCC)運営費の財源に充てるため、電波利用料を導入
- (2) 1994年 電波の有効利用の観点から、携帯電話等競願処理が必要な免許にオークション制を導入

オークションの総実績

1994年7月～2004年2月 49回実施 【落札総額 4兆6,039億円】

歳入規模【2002年度】

電波利用料収入 約240億円

オークション収入 年平均4,600億円

落札総額を免許の有効期間で除したもの。

オークションの実施状況

[第2世代携帯電話の事例]

	オークション 終了時期	落札免許数	合計落札額
1	1995年3月	99免許	7,721億円
2	1996年5月	493免許	10,117億円
3	1996年7月	18免許	995億円
4	1997年1月	1,472免許	2,769億円
5	1999年4月	302免許	454億円
6	2001年1月	422免許	18,543億円
合計	-	2,806免許	40,599億円

支払不能に陥った免許について再オークションを実施
(一部、周波数幅を細分化)

[無線アクセスシステムの事例]

	オークション 終了時期	落札免許数	合計落札額
1	1997年4月	126免許	15億円
2	1998年3月	864免許	637億円
3	1999年5月	161免許	49億円
4	2000年5月	2,173免許	452億円
合計	-	3,324免許	1,153億円

(1ドル = 110円)

放送局の免許も、原則オークションの対象。

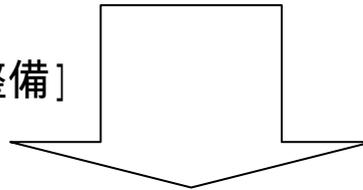
但し、放送のデジタル化に伴い、既存アナログ放送事業者がデジタル放送局を新規開設する場合には、オークションを実施しないこととしている。

2 - 2 EUの電波利用料制度の沿革と概要

- (1) 従来、電波行政費用に充てるため、各国において電波利用料を徴収
- (2) 1997年EC指令において、逼迫帯域については、電波の有効利用を図るため、電波行政費用を超えた料金の徴収を可能

- (3) 2002年EC指令において、電波利用全般について、電波の有効利用を図るため、電波行政費用を超えた料金の徴収を可能

[各国で国内法整備]



料金の設定方法は以下の二通り

経済的価値を勘案して政府が定める料金

オークションによる料金決定

第3世代携帯電話における欧州各国の状況(例)

国名	免許時期	審査方式	免許 枠	落札総額又は免許料	携帯電話事業売上 [2001年度]
英国	2000年4月	オークション	5	落札総額 約4.5兆円	約1.6兆円
ドイツ	2000年8月	オークション	6	落札総額 約5.8兆円	約2.7兆円
スイス	2000年12月	オークション	4	落札総額 約172億円	約4,460億円
フランス	2001年1月	比較審査	4	免許料(2免許分) (当初) 約1.2兆円 後に減額	約1.2兆円
スペイン	2000年3月	比較審査	4	免許料総額 約676億円	約1.2兆円
スウェーデン	2000年12月	比較審査	4	免許料総額 約580万円 + 売上げの0.15%	約2,350億円

英国の例（オークションと経済的価値を反映した使用料の併用）

1. 第3世代携帯電話等

(1) 第3世代携帯電話

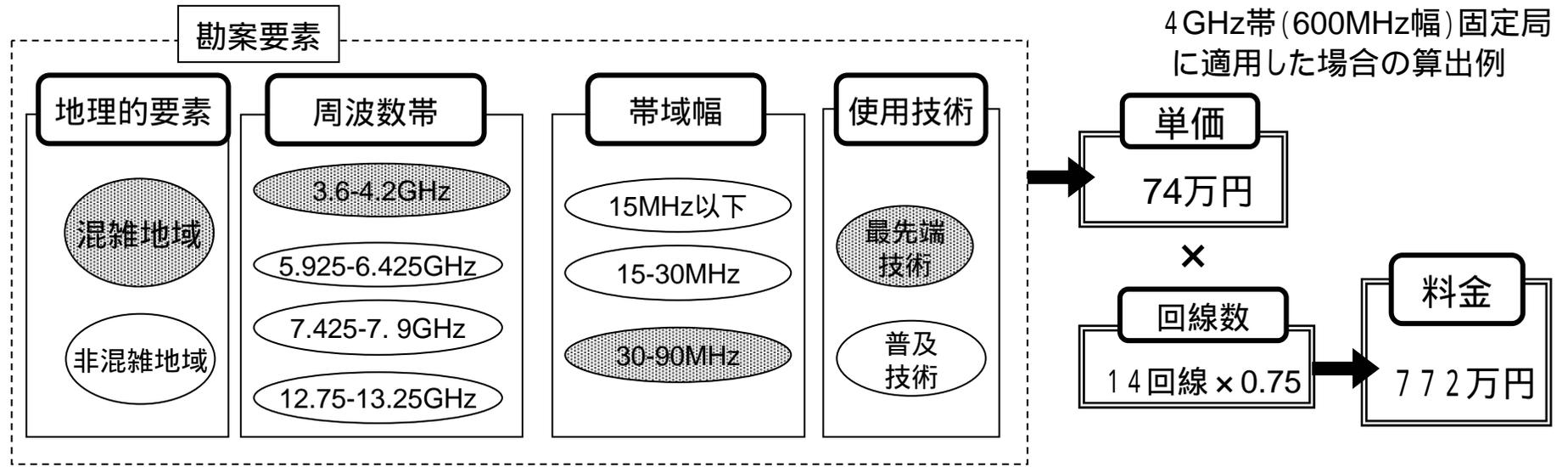
2000年4月 オークション実施。13事業者中、5事業者を選定。落札総額は、約4.5兆円。

(2) 無線アクセスシステム

2000年11月 オークション実施。免許枠42(14地域×3)中、落札免許数16。落札総額は、76億円
(7地域で入札参加者ゼロ、4地域で免許枠の全て(3免許)が落札)

2. 固定マイクロ無線

《経済的価値を反映した使用料の徴収》



3. 放送

放送局に対する電波利用料は減額

(理由) 商業TV局から、放送事業免許料(約538億円)を徴収しているため

歳入規模【2002年度】

電波利用料収入 約213億円
オークション収入 年平均2,250億円

落札総額を免許の有効期間で除したもの。

フランスの例（電波の経済的価値を反映して政府が設定）

1. 第3世代携帯電話

1. 背景

2000年4月、8月 英・独においてオークション実施
第3世代携帯電話の免許料が高騰（1免許あたり概ね1兆円）

2. 政府方針決定(2000.6)

フランスは、第3世代携帯電話事業はオークション対象としない旨、決定

政府により、以下の算定要素を勘案し、電波利用料額を設定

算定要素

マクロ指標（総人口、一人当たり国内総生産等）

欧州各国の3G免許料（英・独の例を参考）

周波数の帯域幅

免許期間

フランスで3Gインフラ網を構築するための投資の現在価値 など

自国の国力を評価

英国オークション結果を勘案

3. 当初の料額(2000.6)

約6000億円

（免許枠4に対し、2事業者のみ申請）

4. 料額見直し(2001.9)

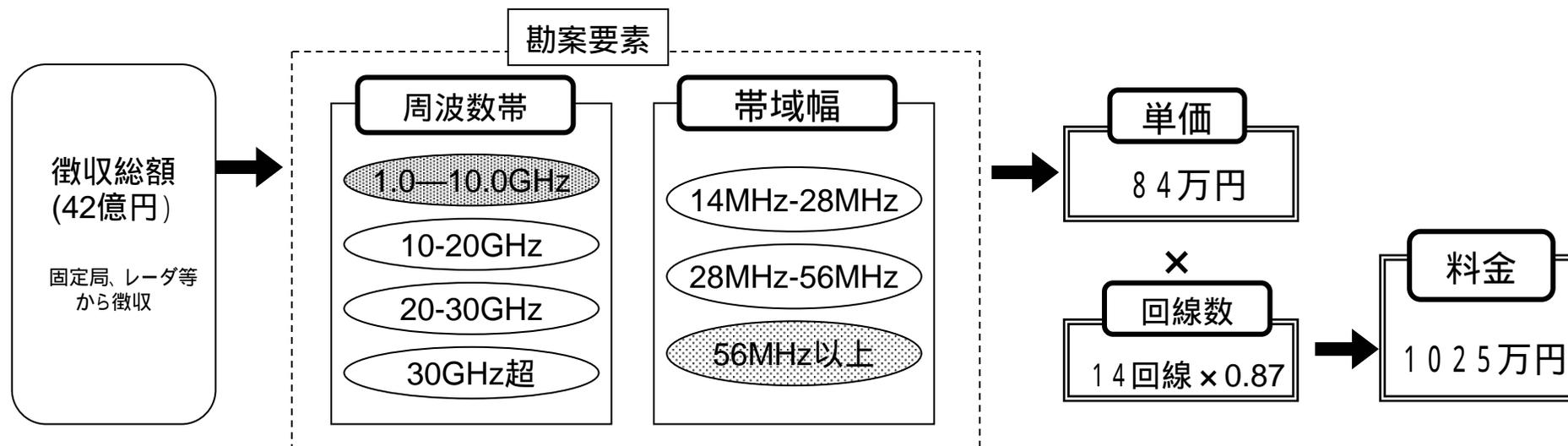
約750億円 + 売上げの1%

（さらに1事業者が申請）[免許枠1は未割当]

2. 固定マイクロ無線

《経済的価値を反映した使用料の徴収》

～ 4GHz帯(600MHz幅)固定局に適用した場合の算出例～



3. 放送

放送局に対する電波利用料は免除。

(理由) TV局から、映画産業等の支援のための目的税等(約380億円)を徴収しているため

歳入規模【2002年度】

電波利用料収入

約94億円

第3世代携帯電話免許料

年平均約113億円() + 売上げの1%

() 免許料(750億円)を免許の有効期間で除したもの

(参考) 仏の第2世代携帯電話売上げ 約1.2兆円

2 - 3 韓国の電波利用料制度の沿革と概要

- (1) 1991年 電波管理及び電波振興費用に充てるため、電波利用料を導入
- (2) 2000年 経済的価値の高い周波数帯域等(携帯電話事業等)について、電波利用料に加えて、事業者の申し出による出捐金制度を導入

1. 第3世代携帯電話

- 1 政府が示す金額の範囲内で出捐金を支払うことが必要
[2000年12月の免許の場合、約1000～1300億円]

上限額の設定の考え方

フランスの第3世代携帯電話の免許料(6,000億円)を基に、GDP、人口、帯域幅等を考慮して算定

- 2 申請時に申し出た出捐金の多寡は、免許審査時の評価項目
[申出額が上限額(1300億円)の場合は2点、下限額の場合は0点]

その他の審査時の評価項目(合計100点)

- ・ サービス提供計画の妥当性(20点)
- ・ 財政的能力(15点)
- ・ 技術開発の優秀性(20点) 等

- 3 免許の付与状況(出捐金総額 約3,750億円)

2000年12月 2事業者(出捐金総額 約2,600億円)

2001年 8月 1事業者(出捐金 約1,150億円)

《参考》情報化促進基金の概要

超高速情報通信基盤の構築、情報通信に関する研究開発事業等への支援を目的として、
1996年に設立
2001年度から、第3世代携帯電話事業者の出捐金を活用(2001年度 約1,300億円)

《収支規模(2001年度)》

(収入) 約 4,137億円(うち出捐金 約1,300億円)

(支出) 超高速情報通信基盤の構築支援 約334億円

情報通信研究開発支援 約1,004億円 等

2. 放送

放送局に対する電波利用料は免除

(理由) TV局等から、広告収入の一部を徴収し、放送発展基金に充当[約350億円]しているため。

歳入規模【2001年度】

電波利用料収入 約200億円

出捐金による収入 年平均約250億円 出捐金の総額を有効期間で除したもの。